

潟上市過疎地域移住・定住推進助成金交付要綱

令和5年4月1日

告示第86号

改正 令和7年4月1日告示第102号

令和8年4月1日告示第87号

(目的)

第1条 この告示は、潟上市内の過疎地域への移住者に対して、助成を行うことにより、移住者の生活の早期安定を図るとともに、市内過疎地域への定住・移住を促進し、地域活性化及び担い手確保による過疎地域の持続的発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 県外から市内へ転入した者をいう。
- (2) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき過疎地域とみなされる区域（昭和地域（旧昭和町）及び飯田川地域（旧飯田川町））をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、過疎地域に転入した日から2年以上継続して過疎地域に居住する意思がある移住者であって、次の各号の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 潟上市東京圏移住者支援補助金の交付決定を受けた者
- (2) かたがみ暮らし応援助成金の交付決定を受けた者

(助成金の額及び回数制限)

第4条 助成金の額は、助成対象者1人につき10万円とし、助成回数は1回とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、潟上市過疎地域移住・定住推進助成金申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、第3条各号のいずれかの交付決定を受けた日から1年以内に市長に申請するものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかの交付決定通知書の写し
- (2) 世帯全員の記載のある住民票（発行の日から1箇月以内のものに限る。）
（交付の決定）

第6条 市長は、前条に基づく申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成金の交付決定を行い、その決定の内容を潟上市過疎地域移住・定住推進助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、速やかに潟上市過疎地域移住・定住推進助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。ただし、第3号に該当する場合であって、災害、病気等やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条各号のいずれかの交付決定を取り消されたとき、又は返還請求を受けたとき。
- (3) 過疎地域に転入した日から2年を経過した日前に過疎地域外の地域に居を移したとき。

（助成金の返還）

第9条 前条の規定により市長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、助成金の交付を受けた者は、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第102号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日告示第 87 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

潟上市長 様

住所
氏名(自署)

潟上市過疎地域移住・定住推進助成金交付申請書

潟上市過疎地域移住・定住推進助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、潟上市過疎地域移住・定住推進助成金の交付を申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

下記の事項について、相違ないことを宣誓します(□欄にチェックを入れてください)。

私は、2 年以上継続して潟上市の過疎地域に居住する意思をもって転入します。
また、申請にあたり、潟上市過疎地域移住・定住推進助成金交付要綱第 3 条各号に掲げる補助金、助成金の交付決定状況等を調査することに同意します。

様式第2号（第6条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

潟上市長

潟上市過疎地域移住・定住推進助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました潟上市過疎地域移住・定住推進助成金につきまして、潟上市過疎地域移住・定住推進助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり助成を決定します。

記

助成決定額 _____ 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

潟上市長 様

申請者 住所
氏名

潟上市過疎地域移住・定住推進助成金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた潟上市過疎地域
移住・定住推進助成金について、次のとおり請求します。

1. 請求金額 _____ 円

2. 振込先

金融機関 名	銀行・金庫 組合・農協	本・支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		

※口座名義については、申請者本人の口座を記入してください。

※通帳の写し等、振込口座が正しいことを確認できる書類を添付してください。